

(別表)

1 補助金額	2 対象経費	3 補助率
県の予算の範囲内で交付するものとする。	事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等(賃金)、共済費、報償費(諸謝金)、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、食糧費、光熱水費、燃料費、備品購入費、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、収入印紙、保険料等)、委託料、使用料及び賃借料とする(報酬、給料及び職員手当等(賃金)、共済費については、取組に直接的に必要となるものに限る)。	10 / 10

※交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。